平成３０年（フ）第５２４号
大阪市住吉区墨江１丁目２番14号
債務者　北川　春美
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５２８号
大阪市住吉区苅田３丁目14番20―302号
債務者　上山　登子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７２３号
大阪市住之江区南港東１丁目６番３―920号、前住所兵庫県宝塚市花屋敷荘園３丁目12番10―10号
債務者　中口　宏輝
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７７９号
大阪市天王寺区玉造本町11番17号　ヴィラ真田山101号
債務者　下岡　博明
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８０６号
大阪市西区川口２丁目３番26―209号
債務者　岡　二美子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８２９号
大阪市平野区瓜破７丁目１番30号　サンハイツ共進301号
債務者　橘　　洋史
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８７４号
大阪府交野市星田北１丁目38番７号、前住所大阪府交野市青山１丁目７番５号
債務者　藤田　拓司
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９２８号
大阪市生野区新今里５丁目８番３―303号　レクサス新今里
債務者　下濵　律子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９８２号
仙台市青葉区川平４丁目10番27号　横山ハイツ101、従前の住所仙台市青葉区川平３丁目43―28　サンガーデン光峰Ａ201
債務者　東谷加奈子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１１０号
宮城県多賀城市高橋１丁目20番20号
債務者　市川　靖志
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１１号
茨城県日立市大久保町４丁目２番３号
債務者　小室　鮎美
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第１３号
茨城県日立市十王町友部1358番地の２、前住所茨城県日立市田尻町４丁目26番１―209号
債務者　山本　秀樹
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第１５号
茨城県日立市末広町４丁目８番１―302号
債務者　冨田ひろ子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第１９号
茨城県日立市大久保町４丁目２番22―１号、旧住所茨城県日立市金沢町７丁目４番８号
債務者　橋本　凌太
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第３３号
茨城県土浦市文京町17番22―302号　シャルマンコーポ土浦
債務者　田中亜希子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第２０号
富山市堀川町801番地　市営住宅１棟102号
債務者　奥田　一枝
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２４号
富山市豊田本町３丁目10番22号
債務者　若林　義廣
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
富山地方裁判所民事部